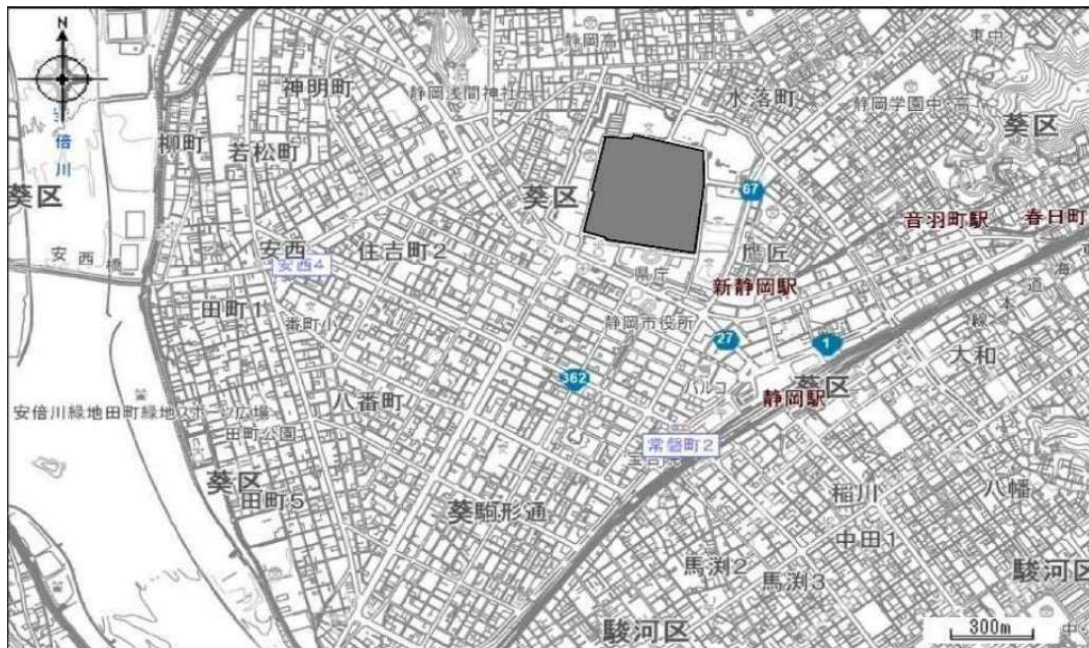


物 件 調 書

物件番号	1		問合せ先	緑地政策課 公園活用係 Tel.054-221-1107	
------	---	--	------	---------------------------------	--

所在地		静岡市葵区駿府城公園1番1号			
公園名		駿府城公園(坤櫓券売所)			
設置場所		別図のとおり			
販売品目(設置物件)		清涼飲料水			
施設電気料単価		約25(円/kWh/月) ※R6年度実績による			
当該公園の概況	公園種別	総合公園			
	主な施設	東御門・巽櫓、紅葉山庭園及び茶室、坤櫓など			
	その他	静岡まつりや大道芸ワールドカップなど1年を通して大きなイベントで賑わう公園です。			
設置条件に係る特記事項等					
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。					
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、5Y7.5/1.5としてください。					
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。					
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。					
☐ 駿府城公園内では公募による設置場所以外にも売店で清涼飲料水を販売しています。					
☐					

施設案内図



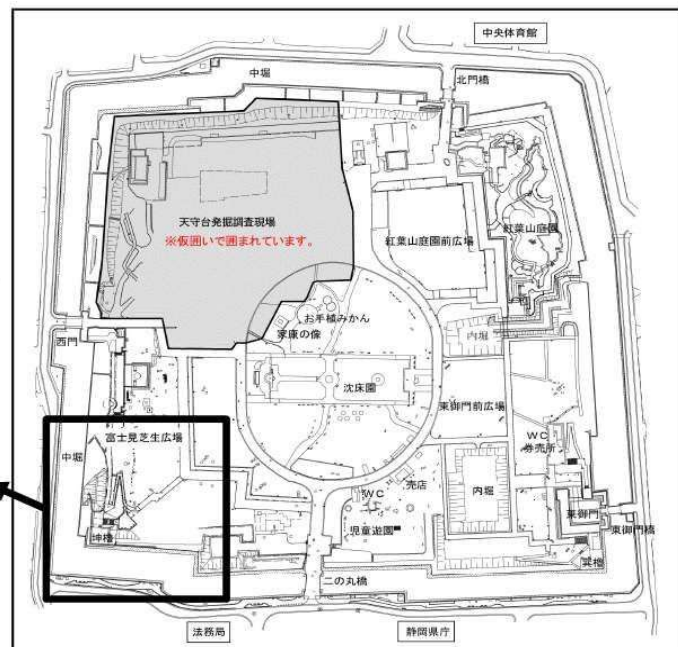
凡例

施設位置



設置場所

坤櫓近くの券売所付近に
設置予定です。

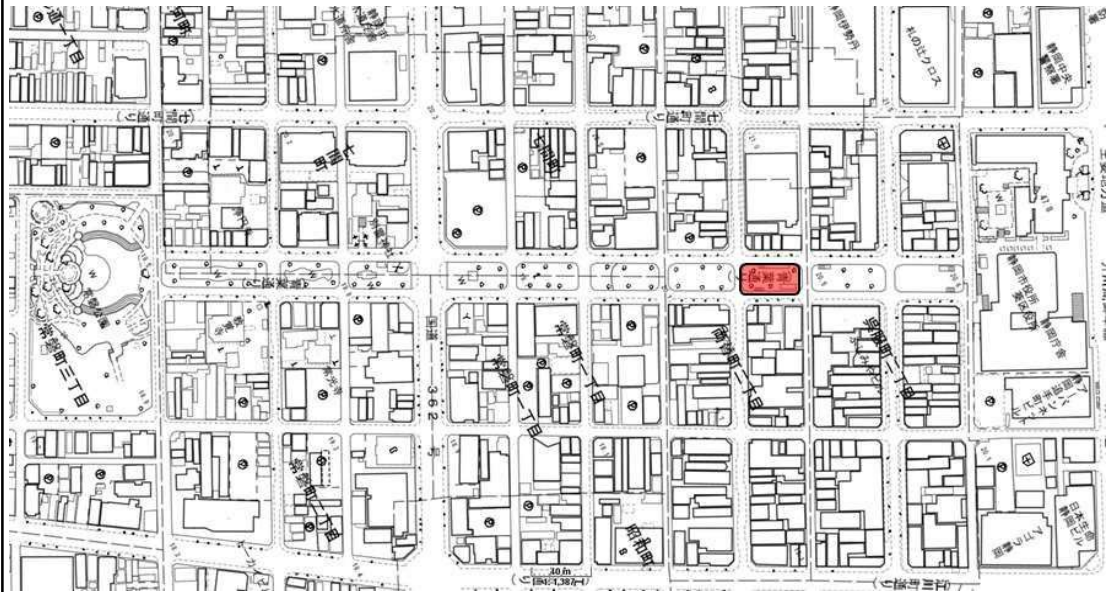


物件調書

物件番号	2	問合せ先	緑地政策課 公園活用係 054-221-1107
------	---	------	-----------------------------

主たる所在地		静岡市葵区両替町二丁目地先
公園名		青葉緑地(B2)
設置場所		別図のとおり
販売品目(設置物件)		清涼飲料水
施設電気料単価		約29(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	都市緑地
	主な施設	噴水モニュメント
	その他	多様なイベントが開催され多くの人でにぎわいます
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

施設案内図

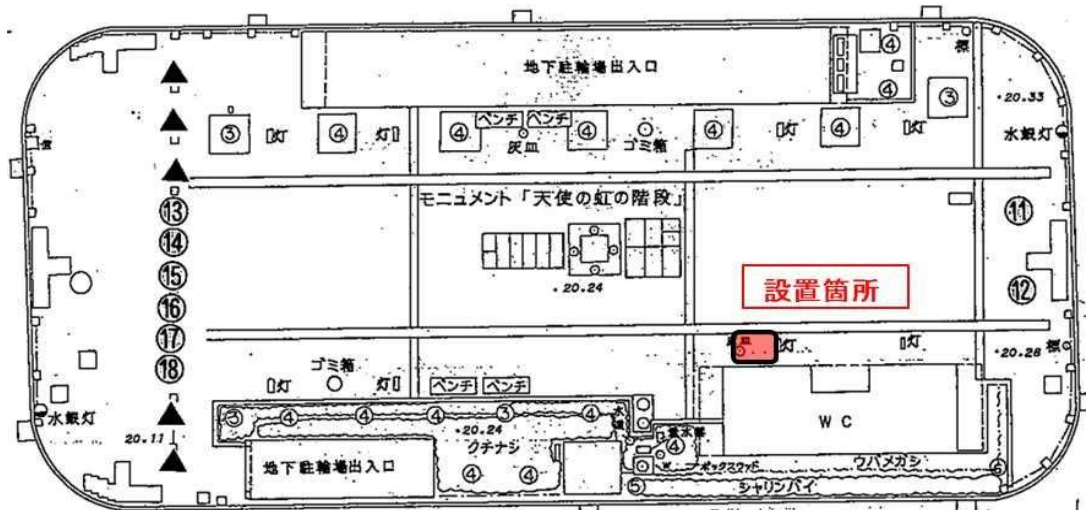


凡例

施設位置



設置場所

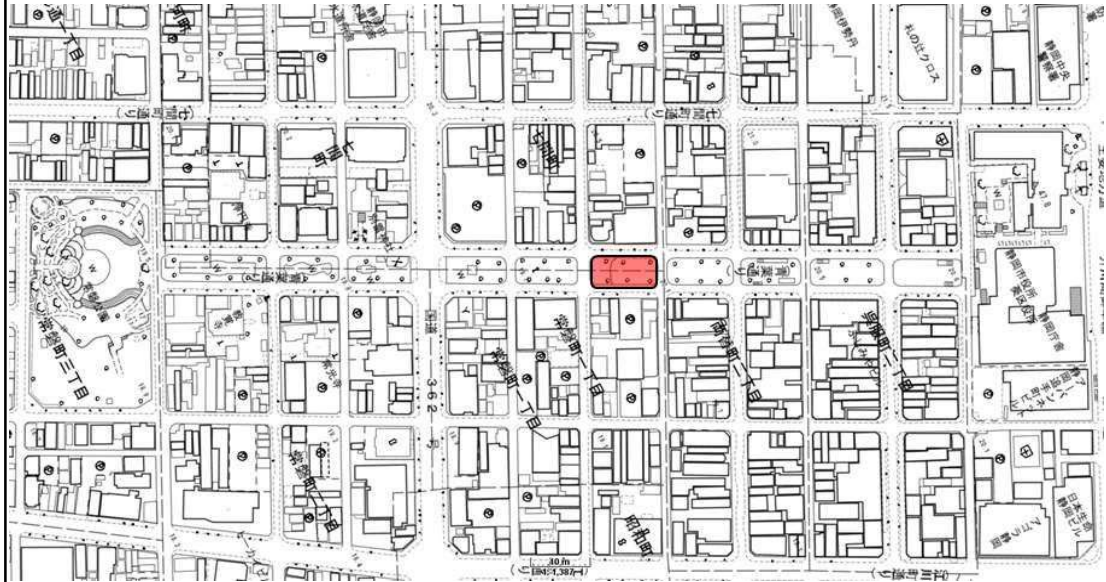


物件調書

物件番号	3	問合せ先	緑地政策課 公園活用係 054-221-1107
------	---	------	-----------------------------

主たる所在地		静岡葵区常磐町一丁目地先
公園名		青葉緑地(B4)
設置場所		別図のとおり
販売品目(設置物件)		清涼飲料水
施設電気料単価		約28(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	都市緑地
	主な施設	なし
	その他	市民の憩いの場として親しまれています。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

施設案内図

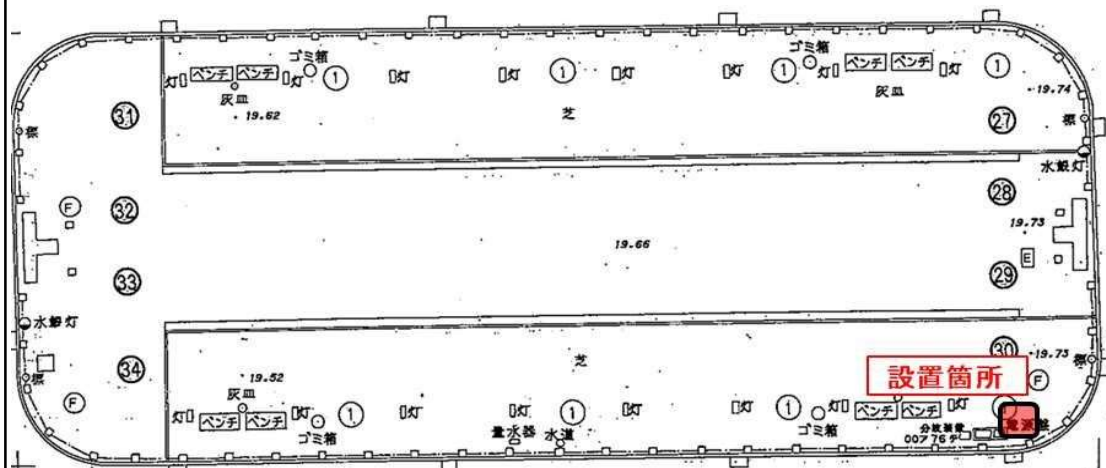


凡例

施設位置



設置場所

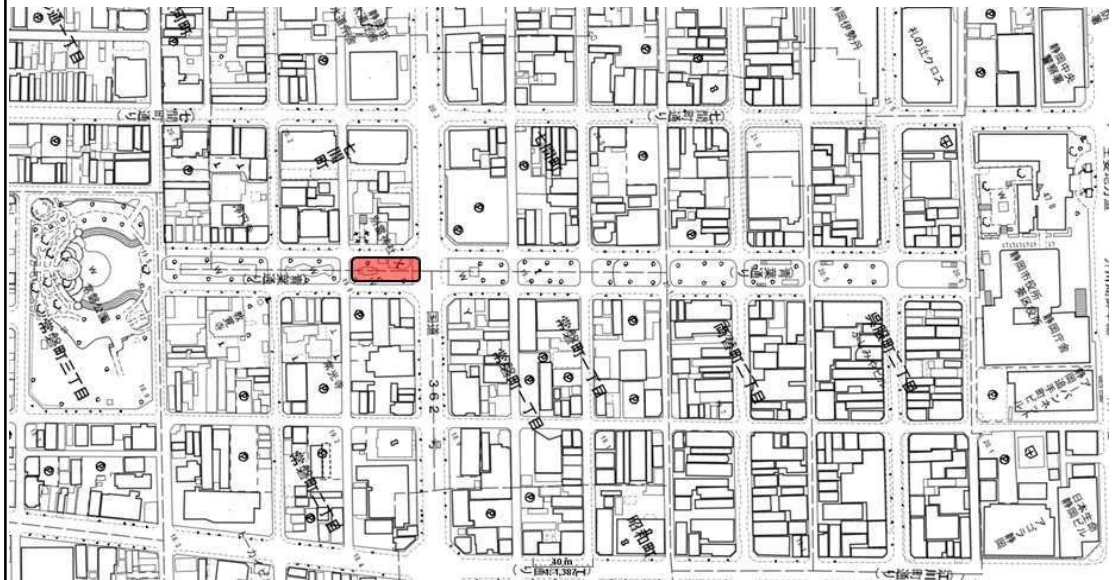


物件調書

物件番号	4	問合せ先	緑地政策課 公園活用係 054-221-1107
------	---	------	-----------------------------

主たる所在地		静岡市葵区常磐町二丁目地先
公園名		青葉緑地(C1)
設置場所		別図のとおり
販売品目(設置物件)		清涼飲料水
施設電気料単価		約39(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	都市緑地
	主な施設	水辺
	その他	特に夏季は水辺に人が集まり賑わいます
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

施設案内図

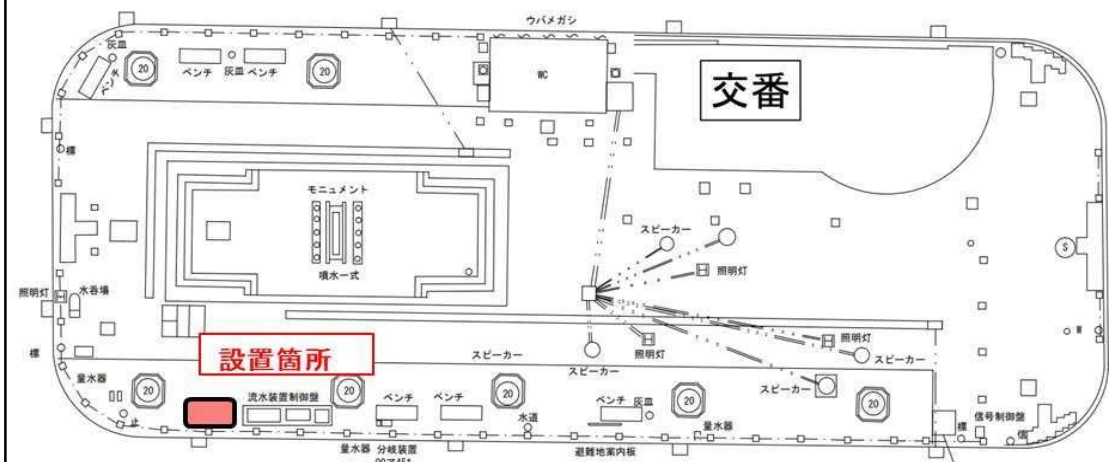


凡例

施設位置



設置場所

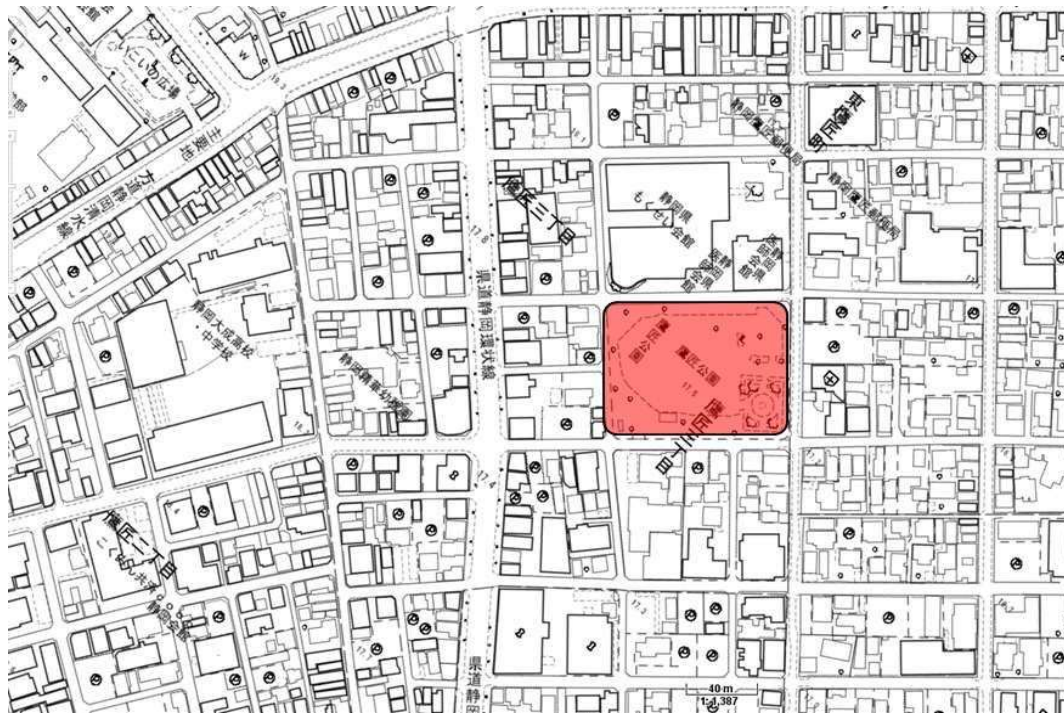


物件調書

物件番号	5	問合せ先	緑地政策課 公園活用係 054-221-1107
------	---	------	-----------------------------

主たる所在地		静岡市葵区鷹匠三丁目15
公園名		鷹匠公園
設置場所		別図のとおり
販売品目（設置物件）		清涼飲料水
施設電気料単価		約33(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	街区公園
	主な施設	複合遊具・車椅子対応トイレ
	その他	大型遊具があり、多くの家族連れで賑わいます
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計（子メーター）が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計（子メーター）の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

施設案内図

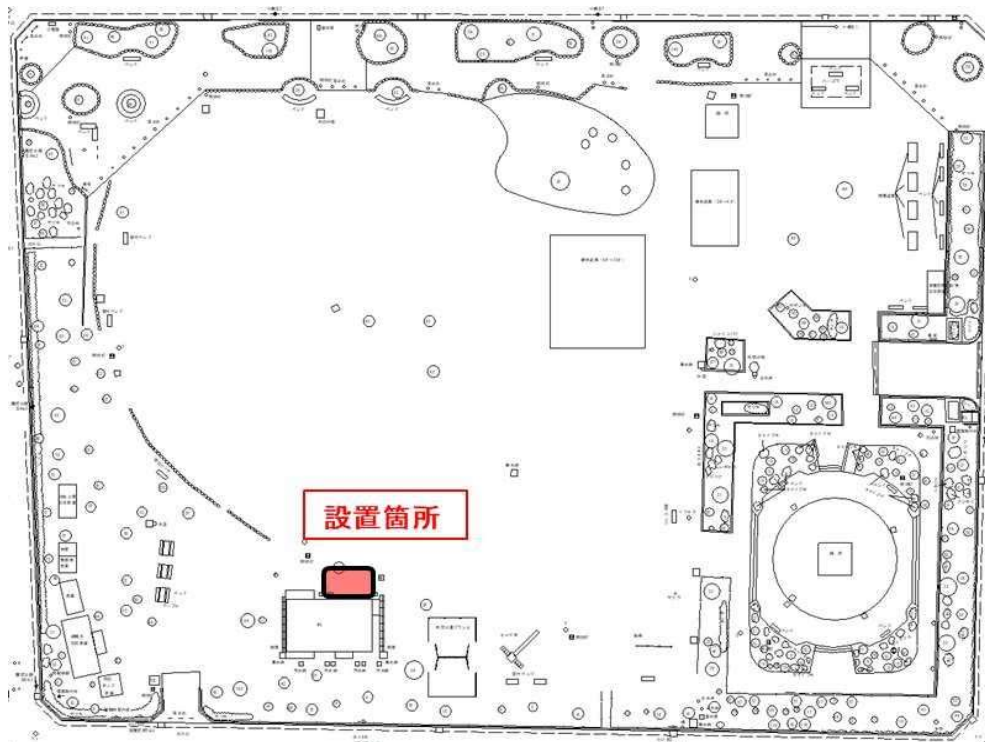


凡例

施設位置



設置場所



物件調書

物件番号	6	問合せ先	緑地政策課 公園活用係 054-221-1107
------	---	------	-----------------------------

主たる所在地		静岡市葵区東静岡一丁目29
公園名		東静岡スマイル公園
設置場所		別図のとおり
販売品目（設置物件）		清涼飲料水
施設電気料単価		約31(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	街区公園
	主な施設	複合遊具
	その他	大型の遊具があり多くの人で賑わいます
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

物件調書

物件番号	7	問合せ先	緑地政策課 公園活用係 054-221-1107
------	---	------	-----------------------------

主たる所在地		静岡市駿河区恩田原118番4
公園名		恩田原公園
設置場所		別図のとおり
販売品目（設置物件）		清涼飲料水
施設電気料単価		約30(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	街区公園
	主な施設	複合遊具
	その他	スポーツ広場が隣接しており、多くの人で賑わいます
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

施設案内図

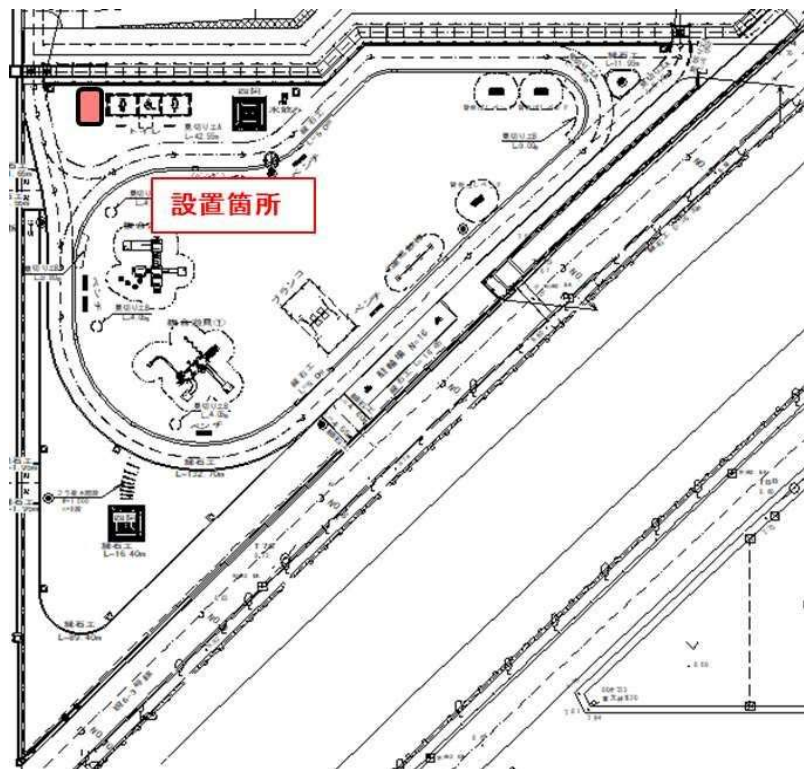


凡例

施設位置



設置場所



物件調書

物件番号	8	問合せ先	緑地政策課 公園活用係 054-221-1107
------	---	------	-----------------------------

主たる所在地		静岡市駿河区八幡二丁目16番
公園名		森下公園
設置場所		別図のとおり
販売品目（設置物件）		清涼飲料水
施設電気料単価		約25(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	近隣公園
	主な施設	複合遊具・車椅子対応トイレ
	その他	園内は遊戯広場・サクラ広場・芝生広場・多目的広場などに区分され多くの人でにぎわいます。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計（子メーター）が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計（子メーター）の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

施設案内図

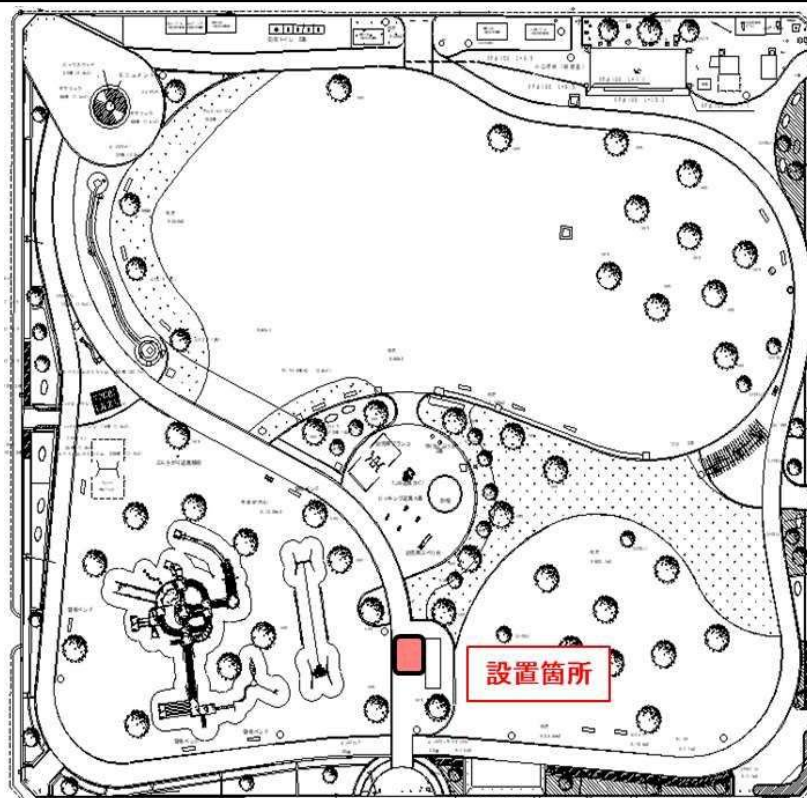


凡例

施設位置



設置場所



物件調書

物件番号	9	問合せ先	緑地政策課 公園活用係 054-221-1107
------	---	------	-----------------------------

主たる所在地		静岡市駿河区小鹿930－4
公園名		小鹿公園
設置場所		別図のとおり
販売品目（設置物件）		清涼飲料水
施設電気料単価		約32(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	近隣公園
	主な施設	水上デッキ
	その他	学生や家族連れで賑わう公園です
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計（子メーター）が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計（子メーター）の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

施設案内図

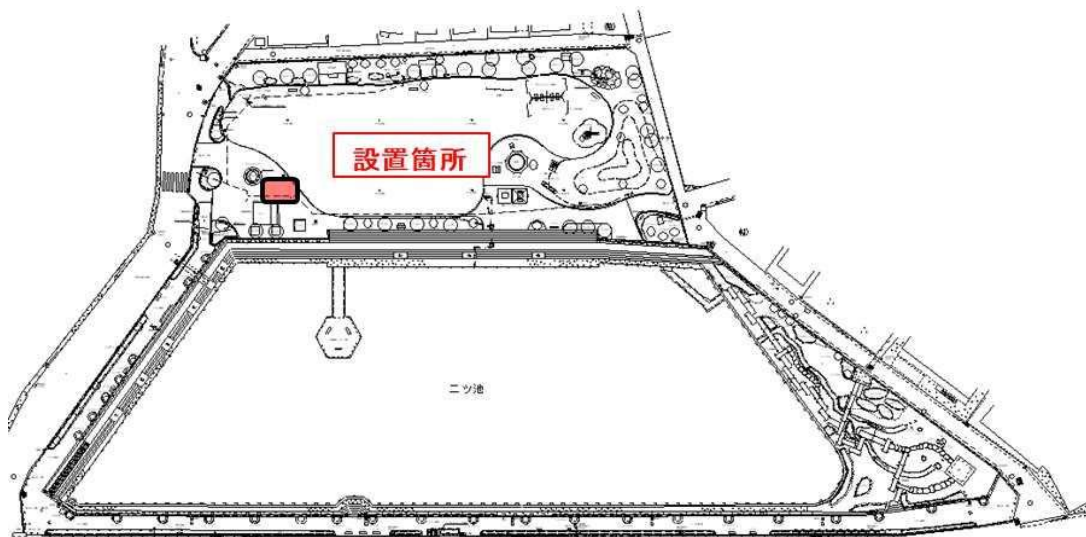


凡例

施設位置



設置場所



物件調書

物件番号	10	問合せ先	清水まちづくり推進課 清水公園管理係 Tel.054-354-2272
------	----	------	---

所在地		静岡市清水区八坂北一丁目136
公園名		大田切公園
設置場所		別図のとおり
販売品目（設置物件）		清涼飲料水
施設電気料単価		約31(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	街区公園
	主な施設	複合遊具など
	その他	家族連れが訪れる公園です。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

物件調書

物件番号	11	問合せ先	清水まちづくり推進課 清水公園管理係 Tel.054-354-2272
------	----	------	---

所在地		静岡市清水区押切1356
公園名		押切南公園
設置場所		別図のとおり
販売品目（設置物件）		清涼飲料水
施設電気料単価		約32(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	街区公園
	主な施設	遊具、広場など
	その他	家族連れが訪れる公園です。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

物件調書

物件番号	12	問合せ先	清水まちづくり推進課 清水公園管理係 Tel.054-354-2272
------	----	------	---

所在地		静岡市清水区高橋一丁目1455-2
公園名		高橋公園
設置場所		別図のとおり
販売品目（設置物件）		清涼飲料水
施設電気料単価		約31(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	街区公園
	主な施設	複合遊具、広場など
	その他	家族連れが訪れる公園です。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

施設案内図

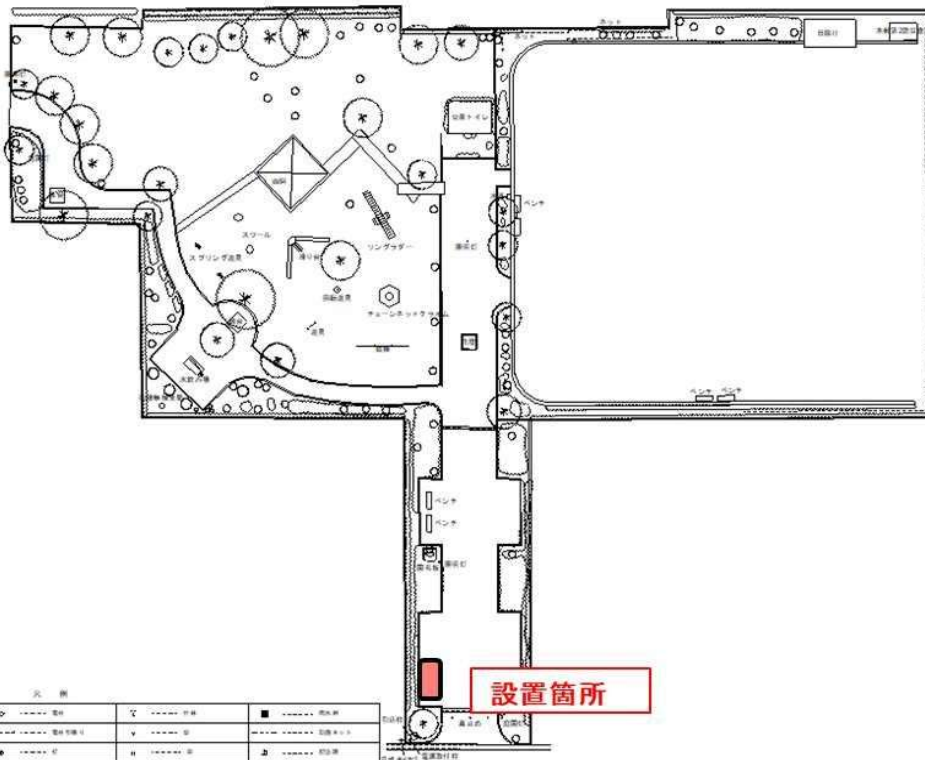


凡例

施設位置



設置場所



物件調書

物件番号	13	問合せ先	清水まちづくり推進課 清水公園管理係 Tel.054-354-2272
------	----	------	---

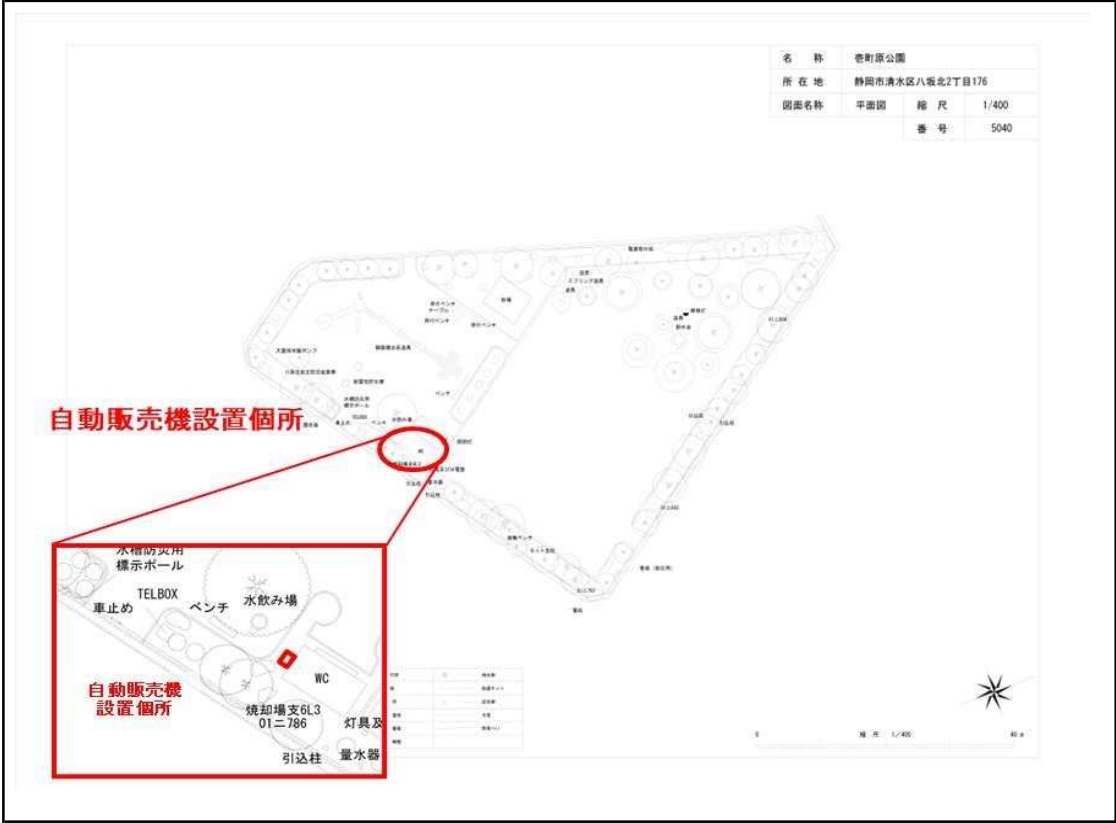
所在地		静岡市清水区八坂北二丁目176
公園名		壺町原公園
設置場所		別図のとおり
販売品目（設置物件）		清涼飲料水
施設電気料単価		約31(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	街区公園
	主な施設	複合遊具など
	その他	家族連れが訪れる公園です。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

施設案内図



凡例	施設位置
	

設置場所

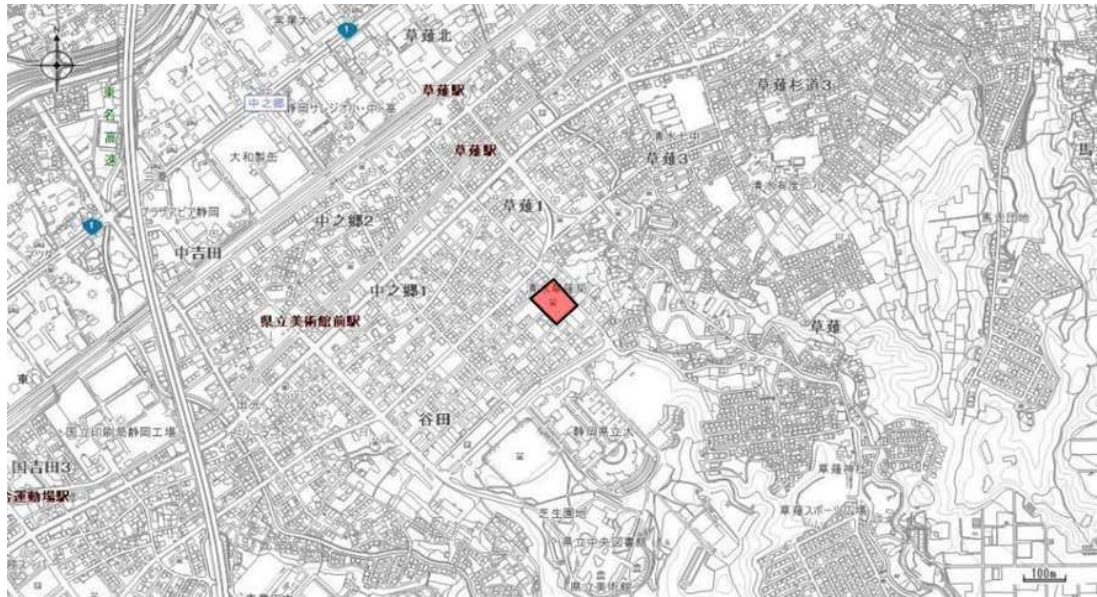


物件調書

物件番号	14	問合せ先	清水まちづくり推進課 清水公園管理係 Tel.054-354-2272
------	----	------	---

所在地		静岡市清水区谷田307
公園名		ひょうたん塚公園
設置場所		別図のとおり
販売品目（設置物件）		清涼飲料水
施設電気料単価		約31(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	街区公園
	主な施設	複合遊具、広場など
	その他	家族連れが訪れる公園です。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

施設案内図



凡例

施設位置



設置場所



物件調書

物件番号	15	問合せ先	清水まちづくり推進課 清水公園管理係 Tel.054-354-2272
------	----	------	---

所在地		静岡市清水区由比町屋原322-1
公園名		陣笠山公園
設置場所		別図のとおり
販売品目（設置物件）		清涼飲料水
施設電気料単価		約38(円/kWh/月) ※R6年度実績による
当該公園の概況	公園種別	街区公園
	主な施設	ローラーすべり台、広場など
	その他	家族連れが訪れる公園です。 桜の時期は来客が多いです。
設置条件に係る特記事項等		
☐ 販売する商品は、缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水としてください。 また、売価は標準小売価格を超えない額としてください。		
☐ 本物件には、電力量計(子メーター)が設置されておりませんので、自動販売機設置事業者で電力量計(子メーター)の設置をお願いします。電気料負担額は、施設管理者が検針した消費電力量に基づいて算出します。		
☐ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機等の設置場所付近で施設管理者の指示する位置に設置してください。		
☐ 自動販売機の色味は静岡市の景観形成基準に基づき、有彩色の場合は彩度4以下としてください。		
☐		
☐		

